

大門実紀史君 大門です。

今日は、福井県の越前市にあります武生信用金庫の不正融資問題、並びにその不正融資を公益通報して不当解雇に遭った職員の方の問題を取り上げます。

この問題は、今資料をお配りしておりますけれども、地元では大変大きな問題になっておりますが、ただ、これは一地方の一信用金庫の問題として片付けられない根の深い問題がございますし、全国どこでも起こり得る問題であります。

一つは、公益通報者の保護ですね。この委員会で第一生命の公益通報者の問題は取り上げてきましたけれど、そういう問題があるということと、もう一つは、地方の財務局と地方の経済界あるいは信用金庫、信組等の癒着、その独特のワールドがあるんですけれども、闇の世界といいますか、そういう重大な問題が数多く含まれている問題であります。大変ボリュームのある問題でありますので、今日は第一回ということで、これからシリーズで取り上げていきたいと思っておりますけれども。

まず簡単に言いますと、資料一に時間経過、そして二に新聞記事を配りましたけれども、まず武生信用金庫という信用金庫は、僅か五人の零細な造り酒屋に、その五人の従業員というのは、二人が信金からの出向者ですから、三人の従業員の造り酒屋という、そんなの体を成しているのかなど。私の本家も造り酒屋ですけど、そんな三人ぐらいで造り酒屋ってあるのかなと思っておりますけれども、とにかくそういうところに十五億円も不正融資をして、結果的に返ってこなかったわけですけども。

その信用金庫の中で、やっぱり真面目に頑張っている人いっぱいいるわけですから、その中で心ある職員がこれはおかしいと、うちの信用金庫おかしいということで北陸財務局に通報されたんですよ、これ不正融資じゃないかということで。ところが、財務局は無視を続けました。なおかつ、もう一つ言えば、その職員の通報だけじゃなくて、職員が財務局に行っても全然財務局聞いてもくれないものですから、福井行政評価事務所に言われて、福井行政評価事務所から財務局に通報された。それでも北陸財務局は動きませんでした。無視をしました。その間に、この造り酒屋の迂回融資が更に始まって、何と金利が〇・一％と、まあ考えられないですよ、普通三、四パーですよ、情実融資をやって。そういうことがあったんですけど、地元紙に大きく取り上げられたことをきっかけに表面化していくわけです。

取り上げられたので、最初公益通報された違う職員の方が、この方も真面目な方で、やっぱりおかしいということで信金の中でも問いただしたんですけど、経営者側は答えないということで、公益通報のために、これは正当な行為なんですけれども、公益通報としては、信金内の情報にアクセスをしたんですよ。そうしたら、それを理由に、不正アクセスだということで、この職員、もう一人の方も含めて懲戒解雇にしてしまうというようなことがあったわけでありまして。

その前に、二〇一二年の九月から十二月、北陸財務局は金融検査に入っております。これは、九月三日から十二月二十六日ですから異例の長さですよね、四か月近い。こんな長い検査をやることは普通ありませんが、入って、異常な貸出条件にあると、あるいは迂回融資ということは把握していながら何の処分もしなかったわけであります。それで、職員の方々は刑事告発をするということ等々されて懲戒解雇されるわけですけども、その後、武生信金の中でも、武生信金としても不正融資を後で二〇一四年になって認めるというようなことがあって、この三月にはこの造り酒屋は自己破産を申請して、十五億の融資のほとんどの部分が焦げ付いたままということになって、一言加えれば、財務局主導で今は信金中金に資本要請をして、まあ何かうやむやのうちに解決しようとしているようなことになっていると、これが今の経過でありますけれども。

問題の核心は、もちろんこの十五億の融資がどこに消えたのかと。これは地元の大物の関与とかあるいは政治家は関与していないかとかいろんな数々の疑惑はあるわけですけども、ただこれは、背任なども含めて、司法や警察の対応あるいは裁判の推移を見るしかない部分もあるかと思うんです。

国会の仕事は何か、この委員会のただすべき点は何かという、北陸財務局の対応であります。

一つは通報を無視したことなんですけれども、この時系列にありますのは、これはそれぞれ確定的な証拠があることなんですけれども、最初に二〇〇〇年の段階で通報された、全部で三回通報されております。あと、福井行政事務所からも財務局に通報しておりますけれども、北陸財務局はこういう通報を、今金融庁にちょっといろいろ聞いてもらっているんですけども、事実はないということにしているんでしょうか。いかがでしょうか。

○政府参考人（森信親君） 最近における新聞報道を受けまして、北陸財務局においては関係文書の調査、それから当時の担当者に対するヒアリングを行ったと聞いております。その結果、金庫職員からの通報や行政評価事務所からの連絡を記憶している職員はおらず、また、文書保存期間の経過ということもあって文書は確認できませんでした。

このように、今の段階で通報や連絡があったことの確認はできておりませんが、他方で、通報や連絡がなかったとも言えないものと考えております。

○大門実紀史君 ここまで来ると、財務局は自分たちを守ろうということでは必死になっていると思うんですけども、少なくともこの福井行政事務所からの通報というのは、これ資料が残っているんですね、この行政事務所に。したがって、これは一歩踏み出していたら、金融庁として本気で調べるつもりであったら、これは総務省の管轄ですので、福井行政評価事務所にも聞いてもらえれば通報したかどうかという事実は確認できるんですよね。是非その辺も踏み込んでもらいたいと思いますけれども。

二つ目は、こういうことが、後でもう不正融資と経営陣も言っていることをなぜ、この二〇一二年の検査で実は把握していたんですよね、事実としては、処分をしなかったのかということです。

一つは、こんな零細な造り酒屋に十五億円もの融資というのは、いわゆる信金法違反になります。信用供与限度額をはるかに超える違法融資でありまして、これは信用金庫法八十九条違反になります。それがあつたので迂回融資、小分けにした迂回融資という方法を取ったわけですが、これ、いずれにしろ、こんなものは検査官が入ったら、素人だつて分かるような話なので、把握できないわけないし、一応把握はされたわけですよ、把握はされたわけでありまして。

もう一つは、この異常な低金利です。利率〇・一%の融資なんということは、無担保ですよ、長期無担保ですよ。信金の内部文書では、お金返してもらうのに千年掛かるとまで信金の内部文書は言っているわけですね。こんな融資を、これ検査で分かっているわけですよ。更に言えば、検査入ったときに職員の方がシュレッダーで書類を処分すると、これは検査忌避に当たります。これも法律違反ですね。こういうことが全部あつたにもかかわらず、なぜ処分が何もなかったのかと。

このときに処分していれば、後々こんなとんでもない融資が拡大することもなかったんじゃないかというふうにも思うわけでありまして、なぜ処分がなかったんでしょうか。

○政府参考人（遠藤俊英君） 大変申し訳ございません。個別金融機関に対する検査内容についてはコメントは差し控えさせていただきたいと思ひます。

ただ、一般論といたしまして、検査におきましては、検査対象先のリスクを事前に調査、特定した上で、重要なリスクでありますとか経営課題に焦点を絞って検証を行うこととしております。例えば、経営管理体制でありますとか信用リスク、資産管理体制といったことが懸念される金融機関については、そうした点を重点的に検証して実態把握に努めているところでございます。仮に検査において法令違反や不適切な業務運営等の問題が認められた場合は、検査結果通知によって指摘しまして、その後、法令に基づく報告徴求命令等により改善を求めることにしているわけでございます。

○大門実紀史君 遠藤さんは、長い付き合いで、信頼できる方だというのはよく承知しております。なかなかこういう場で個別のことを踏み込んで言えないのも分からなくはないですけども、これからちょっとお願いしたいのは、私、この新聞記事なんかだけ見て質問するような議員ではありません。全部資料が手元にあります。

例えば、武生信金の部長が財務局の人間と検査などについて携帯電話で個別のやり取りをしていると、その結果を部長から理事長に報告しているという生々しい資料もあります。こんなことがあつていいのかと、財務局と信金の癒着ですよ。検査に係る報告、事前に財務局が、こういうことを気を付けなさい、こんなことをやればいいのかとか。あるいは、今は総務課長さんですかね、北村さんという方は、この方が検査に入つたわけですね。最後は、いろいろ問題点があつたんだけど、理事長とお手打ちのやっているコメントまであるわけですよ。こんなことがあつていいのかということいっぱいあるんですよ。

この北陸財務局と武生信金の癒着の実態、これはたかさんの人間が天下りをしておりま

す、ここに。だからもう一体になっちゃっているんですね、この財務局と武生信金と。その中でこういう不正融資が行われて、どこにお金が行ったか分からないということになるわけでありますので。

ちょっとこれは本省として、この財務局独特の世界、全国の、ワールドがあると思うんですよね。例えば、ある財務局では、本省から財務局に行きますと、地銀の担当まではしてもらえけれども信金、信組の担当はさせないと。つまり、その辺はもう財務局のプロパーのワールドでアンタッチャブルになっているというふうな世界もあるわけですね。それが今回、この北陸ではこういう問題を引き起こしたのではないかと思いますので。私は遠藤さんを信用しておりますので、これからきちっと、ちょっと今まで余り対応されていなかったと思いますけれども、きちっと対応していただきたいなということを今日は申し上げるだけにしておきますので、また取り上げますのでお願いします。

大臣にも一言お願いしたいんですけれども、今申し上げたように、この地方財務局と地方金融機関の今言ったワールド、アンタッチャブルになっているところ、これは前からいろいろな問題があったんですけれども、やっぱりこれをきっかけに、アンタッチャブルの世界をつくらせないで、ただすべきところはただすということで対応していく問題が目の前に起きたのではないかと思いますので、大臣のこの問題への姿勢を最後に聞かせてもらえればと思います。

○国務大臣（麻生太郎君） 金融庁及び財務支局というか財務局において、金融機関の、何というか、健全性、また適切性ですか、の観点から、これはいわゆる法令に基づいて適切に検査監督を努めていると考えておりますけれども、今、大門先生からいろいろ御指摘をいただいた点は、これは金融庁として確認すべき点というものはきちんと確認するなど、必要な対応というのをきちんとするよう事務方に指示いたします。

○大門実紀史君 終わります。